

令和8年8月

工事請負入札参加有資格者の方へ

大阪市

工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領の改正について

契約管財局が発注する令和8年11月1日以降の公告のうち、低入札価格調査制度を適用する案件について、大阪市調達・契約システムにおいて、入札書を提出する際、低入札価格根拠資料の提出意向を確認することとします。

この制度の導入により、低入札価格根拠資料を提出しない意思を示した者が低入札価格調査基準価格未満で評価値最高者となった場合、その者は落札候補者とならず辞退したものとみなし、その入札を無効とします。この場合、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置は行いません。

なお、提出意向の確認については、工事費内訳書及び自己採点表とあわせて新たに提出が必要となる低入札価格調査意向確認書（以下「意向確認書」という。）によって行います。意向確認書の記載方法については下記のとおりです。

低 入 札 価 格 調 査 意 向 確 認 書

（ 発 注 者 ） 様

商 号 又 は
名 称

商号又は名称を記載してください

※特定建設工事共同企業体（特定JV）の場合は
企業体名称と代表者名を記載してください。

工 事 名 :

工事名称を記載してください

上記工事の入札書記載の金額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合に、あらかじめ定められた低入札価格調査に必要な資料を提出するかどうかについては、次のとおりです。

入札書記載金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、

- ☐ 低入札価格調査に必要な資料を提出しません。
- ☐ 低入札価格調査に必要な資料を提出します。

※意向の有無を上記チェックボックスより選択してください。

チェックボックスにて
必ずどちらかを選択
してください。

<注意事項>

入札書記載金額が低入札価格調査基準価格未満となり、この意向確認書により低入札価格根拠資料を提出する意思が確認できない場合は、入札書を無効とします。